

京都府からの再質問に対する回答

問1 (Xバンド・レーダー配備における日本に対するメリットについて)

① TPY-2レーダーの情報が自衛隊に共有され、我が国の防衛に資することになると理解していますが、このことについて再度確認されたい。

- 相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射など、我が国周辺地域の安全保障環境の変化も踏まえ、日米両国政府は、弾道ミサイル防衛により万全を期するため、日本国内に2基目のTPY-2レーダーを配備する必要があると、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地が、その最適な候補地であるとの結論に至ったところです。
- TPY-2レーダーで得られた情報は、自衛隊のレーダー情報と合わせ、リアルタイムで共有されるため、我が国への弾道ミサイルによる攻撃が行われた場合に、弾道ミサイルの探知・追尾専用である本レーダーを含め、より多くのレーダーで精密かつ確実に探知・追尾することが可能になるほか、ミサイルが同時に多数飛来する場合の追尾能力も一層向上するため、弾道ミサイルによる攻撃から日本を防衛するに際して、より万全を期することができるものと考えています。

問1 (Xバンド・レーダー配備における日本に対するメリットについて)

② 他の地域ではなく、経ヶ岬に設置する最大の理由は何か、説明されたい。

- 防衛省においては、これまで、TPY-2レーダーの追加配備を行う候補地について、日本海側に存在する自衛隊施設の利用を中心に、我が国防衛上の有用性、日米協力の強化、電波環境、レーダー設置のため十分な地積の確保可能性等、様々な観点から、米側とも協議しつつ検討を重ねてまいりました。

- その結果、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地については、
 - ・ 我が国及び米国に飛来する弾道ミサイルの探知・追尾能力の向上を図ることが可能な位置にあること
 - ・ レーダー照射面（日本海側）に向かって遮断するものがなく見通しがよいこと
 - ・ 上空に航空路等がないこと
 - ・ 周囲に電波塔や放送塔などがなく電波環境がよいことなど、総合的に見て、弾道ミサイルの監視・追尾を行うのに適した様々な要件を備えている最適の場所であると考えられることから、追加配備の候補地として選定したところです。

問2 (Xバンド・レーダーが配備された場合の危機管理対応をどのように考えているのか。

- (1) レーダーが配備されることによって、京丹後市が標的になり、市民の皆さんが危険に晒されるのではないか。
(2) レーダーの配備に当たって、自衛隊として、日本国として、どういう防御体制をとられるのか。)

回答では、現在の日本の防衛体制について記載されていますが、今回の経ヶ岬への追加配備によって、どのような防御体制をとっていただけるのか、説明されたい。

- 自衛隊では、他国からの攻撃を未然に防止するため、航空機や艦艇等による警戒監視活動を常に行っており、平素から領海・領空とその周辺海空域において、常時継続的な情報収集、警戒監視、偵察活動を行っています。
- 万が一、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、必要な措置をとることとしています。また、我が国に弾道ミサイルによる攻撃の予兆が確認された場合には、全国に11カ所ある弾道ミサイルを探知・追尾する自衛隊のレーダーや、米軍のTPY-2レーダーをはりめぐらせ、イージス艦や迎撃ミサイル部隊などを展開させるなど、我が国の防衛及び住民の方々の安全を確保するため、万全の態勢をとっています。
- このような自衛隊の体制は、経ヶ岬分屯基地も含めた我が国への攻撃を意図する国家や組織にとって、多大なコストとリスクを強いることになることから、攻撃を抑止する効果も十分に働いているものと考えています。
- このような体制に、TPY-2レーダーを追加的に配備することにより、同レーダーで得られた情報が、自衛隊のレーダー情報と合わせ、リアルタイムで共有されることで、我が国への弾道ミサイルによる攻撃が行われた場合に、より多くのレーダーで精密かつ確実に探知・追尾することが可能になるほか、ミサイルが同

時に多数飛来する場合の追尾能力も向上するため、弾道ミサイルによる攻撃から経ヶ岬分屯基地を含め、日本を防衛するに際して、より万全を期すことができるものと考えています。

問3 (Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(1) 立入禁止区域はどのようなになるのか。)

立入禁止区域の設定については、早期に示されたい。

- 立入禁止区域の細部については、現在関係機関で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。
- 現段階の検討状況としては、経ヶ岬においては、レーダーを日本海に面した崖上に設置し、そこから電波を海上上空に向けて照射するため、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することを考えておりますが、崖下や海面上にそうした区域を設定することは基本的に想定しておりません。

問3 (Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(2) 電波干渉対策をどのように考えているのか。)

テレビ等と大きく異なる周波数帯であることから、周辺機器類への影響は想定されにくいとされていますが、漁船の無線やGPSなどへも影響は無いのか、説明されたい。

- 漁船の無線やGPSで使用される周波数については、TPY-2レーダーの使用するXバンド帯と異なる周波数帯を使用しているため、TPY-2レーダーによる影響はありません。
- なお、TPY-2レーダーが配備されている青森県つがる市においては、漁船の無線やGPSを含め、TPY-2レーダーに由来する電波障害は発生していないと承知しています。

(参考)

漁船無線は27MHz帯、40MHz帯等、GPSは1.5GHz帯等を使用

問3 (Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(3) 飛行禁止区域はどのようになるのか。

(4) ドクターヘリへの対応をどのように考えているのか。

(5) 海難事故救出のためのヘリへの対応はどのようになるのか。)

① 回答では、「青森・車力と同様、日本海側に向かって半径6 kmの半円柱形の飛行制限区域が設けられるものと考えています」とされていますが、レーダー前方だけでなく、半円柱形6 kmの制限区域が必要なのは何故か、説明されたい。

- 飛行制限区域は、TPY-2レーダーの電波が航空機の計器等を誤作動させる可能性がゼロとは言えないため、航空機の安全運航に万全を期するという観点から、設定することを考えております。
- 飛行制限区域については、このような観点に加え、軍事上の保全の必要性ということにも配慮し、電波照射が行われる方向を包含した上で、6 kmの半円柱形の形で設定することを考えています。
- 詳細については、今後、国交省と協議することとなりますが、飛行制限区域の詳細が分かり次第、地元の皆様にもお知らせしてまいります。

問3 (Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(3) 飛行禁止区域はどのようになるのか。

(4) ドクターヘリへの対応をどのように考えているのか。

(5) 海難事故救出のためのヘリへの対応はどのようになるのか。)

② ドクターヘリや救難ヘリの運航に当たっては、支障の無い取扱いを行うことを確認されたい。

○ 飛行制限区域の範囲はほぼ海上に設定される予定であることや、ドクターヘリのランデブーポイントとして使用されている経ヶ岬分屯基地ヘリポート地区は、基地から見て内陸側に位置するため、海側に設定される飛行制限区域による影響は基本的にはないものと考えています。

○ また、ドクターヘリの運用も含め、急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。

【追加質問】

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(7) 青森・車力の周辺状況と異なり、経ヶ岬では民家が近く、また、レーダーよりも高い位置にある民家もありますが、経ヶ岬における防音対策をどのように考えておられるのか。特に、夜間、就寝への影響が出ないように対策を講じる必要があると考えますが、具体的な対策について説明されたい。

○ 米国からは、TPY-2レーダーの電源に防音壁を設置することにより、電源から約30m離れた米軍施設の境界付近においては、約65～70dB程度まで音が減少すると聞いていることから、更に距離が離れている集落付近では、音は65dBよりもさらに減衰するものと考えられます。

○ 音の距離による減衰は、音源の種類や地形など様々な条件によっても異なりますが、一概には言えませんが、一般的には、音源から200～300m離れた地点で30dB程度の減衰が得られるものとされています。

(参考) 騒音の目安例

約60dB 郵便局の窓口周辺、博物館の館内

約50dB 書店の店内

約40dB 山村の田畑、山間の戸建住宅地（昼間）

約30dB 山間の戸建住宅地（夜間）

出典：全国環境研協議会 騒音小委員会

○ いずれにせよ、防音壁の設置方法を工夫するなど、米には更なる検討を講じるよう、要請しているところです。

○ なお、例えば車力通信所では、発電機から防音壁を経て220メートル離れた入りロゲート付近では音の大きさは36dB程度です。

【追加質問】

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(8) 水問題について

① 地元では限られた水を生活用水や農業などに用いています。レーダーが配備されますと、レーダーの冷却に多量の水が必要であるほか、米軍施設等の生活用水も必要と考えられますが、具体的にどこから取水しようとしているのか。

- 防衛省としては、米側に対し、経ヶ岬周辺では水が貴重な資源であるため、地元において水不足などの影響が出ないように水の使用量を減らすべく、要請しているところです。
- 米側による水の使用の細部については、今後市と調整させていただきます。

【追加質問】

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(8) 水問題について

② 近隣の海域は豊かな漁場であり、使用された水の排水により、磯焼けなど海への影響も心配される場所ですが、排水は具体的にどのように処理されるのか。

○ 米軍施設における排水処理の詳細については、現在、米側で検討中と承知しておりますが、米軍施設の排水が周辺環境に影響が及ぼすことがないように、今後市と調整させていただきます。

【追加質問】

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(9) 景観問題について

- ① 配備候補地一帯は国定公園であり、また、世界ジオパークにも指定されています。景観との調和について、例えば植栽などにより目隠しをするなどの対応が必要ではないかと考えますが、具体的な対策について説明されたい。
- ② 穴文殊（清涼山九品寺）は配備候補地と接していますが、防護柵の設置方法など、穴文殊への参拝者、観光客、祭りなどへ影響が出ないような工夫が必要だと考えますが、具体的な対策について説明されたい。

- T P Y - 2レーダーの配置に当たっては、米側に対し景観に十分配慮するよう申し入れるとともに、防衛省において整備する施設については、外観を工夫する等の取組みを行うことにより、経ヶ岬周辺の観光資源や穴文殊への参拝客などに影響が出ないように、景観等への配慮に最大限努めることとしています。
- 具体的に実施する対策については、米国からは、植栽で囲み見えなくすることはセキュリティ上困難であるが、外柵に関しては、緑色などに変更することは可能であるという回答を得ているところです。
- いずれにせよ、防衛省としては、米軍施設の外観が、可能な限り景観に配慮したものとなるよう、米側と調整し、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。

- (1) 警備体制はどのようになるのか。
- (2) 警備のあり方をどのように考えているのか。
- (3) 警察との関係はどのようになるのか。)

回答では、「米軍施設・区域周辺の治安維持については、警察のご協力が不可欠であることから、今後京都府警と調整させていただきたい」とされ、また、「共同実働訓練や連絡会の設置、近畿中部防衛局の現地連絡・相談窓口を通じた連絡体制をとっていきたい」等が挙げられています。

- (a) 経ヶ岬では近辺に民家などがあり、青森県・車力とは環境が異なります。車力の例も踏まえ、環境が相違する経ヶ岬での地域住民への配慮や警備体制についてどう考えるのか、説明されたい。

- 経ヶ岬分屯基地と米軍施設・区域の平素からの警備については、両施設が隣接して所在することから、自衛隊と米軍が密接に連携し、警備を行う体制を検討していくこととしています。
- その際、集落との距離が比較的近いといった経ヶ岬の基地の特性を踏まえつつ、車力等、他の施設の例も参考としつつ自衛隊と米軍の間の警備に係る連絡体制等を検討し、警備に万全を期してまいります。
- また、米国人の規律保持、事件・事故防止について平素から一人一人に対する徹底した教育を施すなど実のある措置を講ずるよう米側に対し、申し入れること、地元警察にもご協力を頂きながら、日本における交通ルールの講習や、雪道における走行等地元の特性に即した自動車運転の講習等を実地講習も交えながら実施すること、防衛省職員により、米軍施設・区域や米国人の居住地域等の巡回パトロールを定期的に実施することなどを考えております。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。

- (1) 警備体制はどのようになるのか。
- (2) 警備のあり方をどのように考えているのか。
- (3) 警察との関係はどうなるのか。)

回答では、「米軍施設・区域周辺の治安維持については、警察のご協力が不可欠であることから、今後京都府警と調整させていただきたい」とされ、また、「共同実働訓練や連絡会の設置、近畿中部防衛局の現地連絡・相談窓口を通じた連絡体制をとっていききたい」等が挙げられています。

(b) 今後京都府警と調整するとのことですが、自衛隊としてどういうことが考えられるのか、具体的に説明されたい。

- 周辺地域の治安確保の観点からは、警察機関との連携が重要であると考えております。
- 自衛隊としては、周辺の治安維持にあたる警察機関に速やかに連絡ができる態勢を整備する等、国、米軍、警察等による緊密な連携態勢をとることにより、緊急事態が発生した場合にも、住民の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。
- 具体的な連携態勢としては、一般論として申し上げれば、自衛隊と京都府警との共同実働訓練や必要な情報の共有が考えられますが、今後警察機関等との間で、調整させていただきたいと考えています。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。

- (1) 警備体制はどのようになるのか。
- (2) 警備のあり方をどのように考えているのか。
- (3) 警察との関係はどうなるのか。)

回答では、「米軍施設・区域周辺の治安維持については、警察のご協力が不可欠であることから、今後京都府警と調整させていただきたい」とされ、また、「共同実働訓練や連絡会の設置、近畿中部防衛局の現地連絡・相談窓口を通じた連絡体制をとっていききたい」等が挙げられています。

- (c) 連絡会について、具体的にどのような調整を行うのか。また、連絡会での具体的な協議内容及び連絡会での対策内容を踏まえた効果はどのようなものか、説明されたい。

- 防衛省としては、米国人が常駐することに伴う治安悪化等への不安を解消すべく、関係機関の協力も得ながら様々な取り組みを行うこととしており、その1つとして、国、米軍、関係自治体、警察、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止のための連絡会の設置を考えております。
- 当該連絡会の中では、事件・事故の発生時に係る連絡体制に関すること、交通安全対策や指導に関すること、通学路の安全確保に関すること、連絡・相談窓口における活動状況に関することなどのほか、地元の皆様のご要望を踏まえ、情報交換を行ってまいりたいと考えています。その具体的な要領や開催の頻度については今後、京都府を含め京丹後市、関係機関及び地域住民の方々とご相談しながら、ご要望を踏まえ、検討してまいります。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。
(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。)
① 米軍人等による公務上の事故が発生した場合
(a) 米軍人等の「等」とは誰を指しているのか、説明されたい。

○ 米軍人等としているところの「等」については、日米地位協定第18条の次の規定を踏まえたものです。(関連部分のみ抜粋)

第18条5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権・・・は、日本国が次の規定に従って処理する。

第18条6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。)に対する請求権は、次の方法で処理する。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。
(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。)

① 米軍人等による公務上の事故が発生した場合
(b) 回答では、「防衛省が被害者からの賠償請求を受け、米国政府と協議の上で賠償金額を決定し、被害者の同意を得て賠償金の支払を行っています」とされていますが、被害者が同意されない場合は、政府において配慮を行うなどの対応が必要だと考えますが、どうか。

- 米軍人等による公務上の事故等について、日米地位協定第18条5項及び民事特別法の規定により、まず、防衛省が被害者からの賠償請求を受け、その内容を審査した結果を米国政府に送付しています。
- 賠償金額の査定に当たっては、事故等と相当因果関係のある範囲で通常生ずべき損害について、「防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁内訓第5号）」により、公平かつ公正に請求を審査し、被害者が適正な賠償を得られるよう努めているところです。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。

(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。)

② 米軍人等による公務外の事故が発生した場合

回答では、「原則として加害者が賠償責任を負い当事者間の示談により解決されることとなりますが、示談が困難な場合は日米地位協定第18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の額を決定し、被害者の受諾を得た上で支払を行っています」とされていますが、

(a) 当事者間の示談ということは、住民と米軍人等とで直接交渉を行うこととなりますが、対等な交渉上の立場を確保するため、政府においても必要な配慮をされたい。

- 米軍人等による公務外の事故が発生した場合、原則、事故を起こした米軍人等との示談による解決になりますが、交通事故の場合には、米軍人等が加入している自動車損保会社と被害者との示談になります。
- また、交通事故以外の場合でも、米軍人等と被害者が直接交渉するのではなく、通常、現地米軍の法務担当者（日本人従業員）が米軍人等と被害者の間に立って示談交渉を進めることとなります。
- したがって、示談交渉の過程において言葉が通じないといった問題や、米軍人等が施設・区域内に居住しているために交渉が困難といった問題は生じないと思われませんが、防衛省としても米側に対して、被害者の立場に立った丁寧な対応や適正な補償により被害者が早期に救済されるよう、必要に応じて申し入れるなど、フォローしているところです。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。
(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。)

② 米軍人等による公務外の事故が発生した場合

回答では、「原則として加害者が賠償責任を負い当事者間の示談により解決されることとなりますが、示談が困難な場合は日米地位協定第18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の額を決定し、被害者の受諾を得た上で支払を行っています」とされていますが、

(b) 示談が困難な場合、米国政府が慰謝料の額を決定するが、被害者が受諾しない場合は、政府において配慮を行うなどの対応が必要だと考えますが、どうか。

- 米軍人等による公務外の事故等について、示談が困難な場合は、日米地位協定第18条6項の規定により、まず、防衛省が被害者からの補償請求を受け、その内容を審査した結果を米国政府に送付しています。
- 補償金額の査定に当たっては、公務上における事故の場合と同様に、事故等と相当因果関係のある範囲で通常生ずべき損害について、「防衛省の損害賠償に関する訓令(昭和39年防衛庁内訓第5号)」により、公平かつ公正に請求を審査し、被害者が米国政府から適正な補償を得られるよう努めているところです。
- 米国政府が被害者に提示する慰謝料の額については、米国政府自らの基準に基づいて決定されることとなりますが、その際には、従来から、我が国の査定に当たっての考え方も尊重してきていると承知しています。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。
(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。)

③ 契約会社社員による公務外の犯罪が発生した場合

回答では、交通事故については任意自動車保険への加入が義務付けられ、保険による対応がされている一方で、犯罪に伴う損害賠償については、加害者及び会社への誠意ある対応の要請や相談等となっていますが、適切な対応がなされるよう、政府において配慮を行うことが必要だと考えますが、どうか。

- 防衛省としては、被害者の立場に立ち、加害者本人あるいは加害者を雇用する会社側から、謝罪や適切な被害者への迅速な補償がなされるよう、発生した犯罪の個々の具体的な状況を踏まえ、米軍と協力しながら適切に対処して参ります。

問4 (治安問題に対する具体的な対策は。
(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。)

④ 日米地位協定第17条関係

回答では、もっぱら犯及び公務中の犯罪を除いたものは、日本側が第一次裁判権を有しとされていますが、「もっぱら犯及び公務中の犯罪」の示す範囲を、具体的に教示されたい。

○ 「もっぱら犯」及び「公務中の犯罪」は、日米地位協定において、それぞれ次のように定められています。

第17条3

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

○ どのような事案が「もっぱら犯」に当たるかについては、個々の事件について具体的に判断する必要があるため、一概に回答することは困難であります。例えば、米軍人が他の米軍人から物を盗んだなどの窃盗事案などは、「もっぱら犯」に該当すると考えられます。

○ また、「公務中の犯罪」についても、一概に回答することは同様に困難であります。例えば米軍人が公務中に自動車等を運転している際にスピード違反や交通事故を起こした場合、これは「公務中の犯罪」に該当すると考えられます。なお、通勤については、平成23年の日米合同委員会合意において、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても公務として取り扱わないことが確認されています。

25.6.4
近畿中部防衛局

25.6.7
問5①の回答追加
近畿中部防衛局

問5 (地域に対する具体的なメリットは何か。)

① 周辺環境整備法に基づく助成について

回答では、道路の通行支障や歩行者の危険、道路損傷等について助成等を行うことが可能とされています。危機対応のためには、半島全体の避難経路の確保が必要であり、基幹道である国道178号の広域的整備への配慮や、助成に当たっては国道・府道・市道を問わない対応が必要であると考えますが、どうか。

- TPY-2レーダー施設の設置による日常の社会活動等への地元からの懸念は十分に承知しており、影響を来たすことがないよう、国道の整備等については、地元の具体的な御要望に対し、政府一体となって真摯に対応してまいります。

問5 (地域に対する具体的なメリットは何か。)

② 地域住民の雇用について

回答では、地元住民の雇用の例として米軍施設の維持・管理が挙げられていますが、どのような業務を想定しているのか、具体的に教示されたい。

○ 米軍施設の維持・管理に係る具体的な業務としては、施設・区域内の芝刈りや施設整備などの業務が考えられます。

米国人以外の人員を雇用するための条件や基準等については、現在、米側において検討中と承知しています。

いずれにしても、米国人でなくても行うことが可能な業務については、米国人ではなく、可能な限り地元住民を雇用するよう、米側に申入れを行っているところです。